

災害への備えと避難行動について

市内で30年以内に震度6弱以上の地震が起きる可能性は82%と言われており、大地震は今日起こるかもしれません。また近年は台風などの自然災害も猛威を振るっており、日頃からさまざまな災害への備えが大切です。避難所は、大勢の人が密集することやプライバシーの問題などが懸念されるため、できる限り自宅での避難「在宅避難」を心掛けましょう。そのために、日頃から自宅で必要な備えや、自分の命を守る避難行動の準備を考えましょう。

自宅での備えについて

備蓄品を準備していますか？

非常持出品と備蓄品

災害発生直後は、食料や日用品の購入が難しくなります。家族構成を考え、必要な備蓄をしておきましょう。また、すぐ取り出せる場所に非常持出品を準備しておきましょう。

家族構成や生活スタイルに合わせて、食料や日用品を少し多く買い備えて、備えたものを順番に使いながら新たに買い足していく循環型備蓄(ローリングストック)という考え方もあります。



非常持出品

- 懐中電灯・ランタン
予備電池も用意しましょう。
- 携帯ラジオ
AM、FM 両方聴けるものを用意しましょう。
- 貴重品
現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証
- その他
紙血、紙コップ、救急医薬品(ばんそうこうなど)、常用薬、お薬手帳、モバイルバッテリー、ウェットティッシュ、生理用品、ビニール袋、タオル、歯磨用品、軍手、食用品ラップ、ホイッスル、ヘルメット、厚底の運動靴(ペットをお連れの方は、ペットに必要なもの)



感染症対策として、マスク、体温計なども忘れずに！

備蓄品

備蓄する量の目安は最低3日分(できれば1週間分)です。

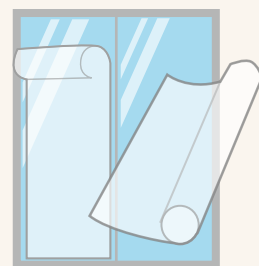
- 飲料水
1人3日分で9ℓが目安です。
- 食料品
クラッカーなど調理せずに食べられるもの、缶詰(缶切りが不要なもの)など
- トイレパック
1日当たりの平均排泄回数は5回と言われています。

家の中の安全は大丈夫ですか？

家の中の備え

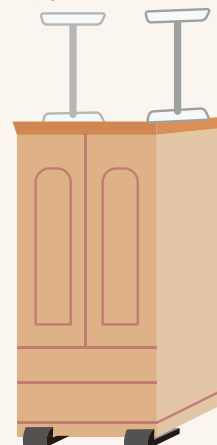
地震で家具などが倒れないよう固定するなど、家の中の安全を確保しましょう。

ガラス飛散防止フィルム



突っ張り棒

L字金具が使用できない場合は、突っ張り棒で固定。家具と床の間もストッパーを置くことで効果が高まります。



ドアの前は避難路になるので、たんすなどの家具は転倒しても出入り口をふさがらない位置へ。

ストッパー

消火器

非常持出品

家族で話し合っていますか？

家族で防災会議

家族であらかじめ土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域に自宅が入っているかどうかを確認し、避難場所・発災時の連絡方法などを決めておきましょう。都筑区防災・生活マップや洪水ハザードマップは区役所で配布しているほか、区役所および市ホームページからもご覧いただけます。

大きな地震が起こったら一旦、〇〇公園に避難しよう



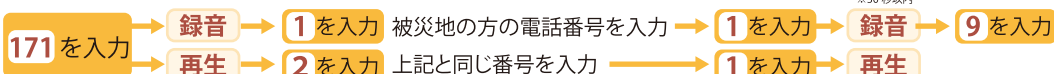
うちの家は洪水浸水想定区域ではないから、家でとどまっていよう



危険を感じたら親戚の〇〇さんの家に避難しよう

災害用伝言ダイヤル171

災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。



●問合せ 防災担当

☎ 948-2212
☎ 948-2208

災害時における避難行動について

地震発生

震度5強以上の地震発生

地震の三原則にのっとり行動をとりましょう!

- ①その場にあった身の安全
- ②すばやく火の始末
- ③となり近所の助け合い



原則 自宅にとどまる

自宅建物に火災や倒壊の危険がないときは、あえて避難する必要はありません。

自宅にとどまれない場合

自宅の安全が確保できている場合

火災がおさまったら
(自宅に被害がない場合)

いつ避難場所

一時的に避難して様子を見るとともに、となり近所の安否確認を実施したり、広域避難場所などへ避難するために地域住民が集結する場所です。

火災が広がっている場合

広域避難場所

地震に伴う大火災が発生して延焼拡大した場合、その熱や煙から生命・体を守るために一時的に避難する場所です。

地震の場合

台風襲来

台風などによる大雨

都筑区には早淵川と鶴見川の2つの河川が流れています。

河川付近には、避難勧告などをお知らせする防災用スピーカーを設置しており、都筑区には計12基を設置しています。



6月に設置した防災用スピーカー

風水害の場合

早期注意情報

警戒レベル

1



洪水注意報・大雨注意報等

災害への心構え・避難に備えた確認
テレビやインターネット、ラジオなどで警戒レベルの状況などを情報収集してください。

警戒レベル

2

避難準備・高齢者等避難開始



該当者は避難開始

- 危険な場所から **高齢者** などは避難
- 避難に時間を要する人(高齢者・障害のある人、乳幼児など)とその支援者
 - 自宅が土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域内にあり避難に時間が必要
- (例) 大雨・洪水警戒 氾濫警戒情報

警戒レベル

3

避難勧告、避難指示(緊急)



対象者は避難開始

- 危険な場所から **全員避難**
- 避難勧告発令
避難勧告が発令されたら、自宅が避難勧告の対象になっているか確認しましょう。
- (例) 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報

警戒レベル

4

災害発生情報

すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。

(例) 大雨特別警報

警戒レベル

5

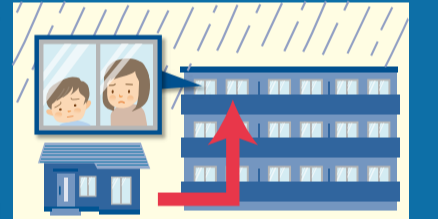
状況に応じて

屋内避難



自宅の2階以上、斜面の反対側の部屋など、安全な場所へ避難しましょう

垂直避難



堅牢な建物の2階以上や近隣の高い建物に避難しましょう

避難する場所

親戚・知人の家など

自宅での在宅避難が難しい場合は、親戚や知人の家などに避難することも検討しましょう。



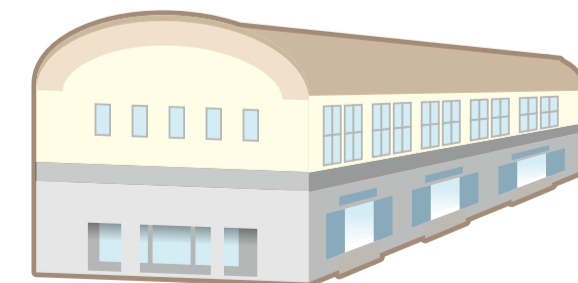
避難所(地域防災拠点)

●ペットの取り扱いについて
ペットを連れて避難する場合は、ケージに入れてください。



※ペットの世話は、飼い主同士で協力します。

指定緊急避難場所など



●感染症拡大防止対策を踏まえた拠点運営について
拠点を運営するにあたっては、「3密」の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒など、必要な感染対策の徹底にご協力ください。

福祉避難所

高齢者や障害児・者などのうち、地域防災拠点での避難生活に特別な配慮を必要とする要援護者のための避難所です。施設の受入態勢などを確認の上、援護の必要性の高い人を優先して受け入れます。

指定緊急避難場所などの避難場所

風水害時の避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所です。指定緊急避難場所は災害の種類ごとに、市立学校等を指定しており、災害時、避難勧告などが発令された場合に行政が開設します(災害規模や状況によって判断するため、すべての指定緊急避難場所を開設するわけではありません)。

避難所(地域防災拠点)とは

家屋の倒壊などにより自宅にとどまれない人が一定期間避難生活を送る場所です。区内の市立小中学校27か所を指定しています。地域防災拠点には、防災備蓄庫を設置し、食料や防災資機材を備蓄しています。また、家族や知人の安否情報などの情報受伝達の拠点となります。地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助を基本とし、避難してきた人全員が協力して行います。

災害時の感染症対策やけがについて

災害時の感染症対策

災害時には十分な衛生環境が保てず、感染症にかかるリスクが高くなります。基本的な対策を心がけましょう。

1 手洗い

手洗いは感染症を防ぐ基本です。日頃から正しい手洗い方法を身につけておきましょう。

手洗いの前に

指輪や時計ははずしましょう

洗い残しの多いポイントは **ココ!**

丸で囲った部分は、汚れが落ちにくいポイントです。気をつけて洗いましょう。



石けんをよく泡立てたらしっかり手洗いスタート!



水のないときは?

断水などで水が使えないときでも清潔にする方法があります。



2 咳エチケット

「咳エチケット」は周囲に感染症をうつさないためにとっても大切です。

マスクを着用する

すきまがないように
口・鼻を覆う



マスクがない時

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



とっさの時

手のひらを汚さないように袖で
口・鼻を覆う



詳しくは、
こちらをぜひ
ご活用
ください!



～日頃からの健康づくり～ 災害時にも役立つ BOOK

健康づくり係(区役所2階23番窓口)で配布しています。

けがをしたら ～都筑区の医療体制～

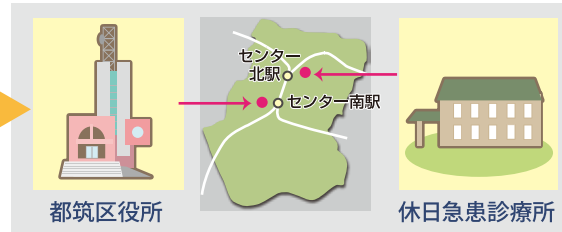
けがをしたら

自分自身による手当て(自助)、
隣近所や家族による助け合い
(共助)



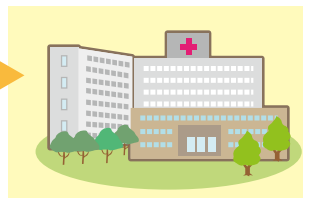
救護が難しい場合

仮設救護所※(区内2か所)へ搬送してください。



※横浜市域で震度6弱以上を観測した場合、区医師会の協力を得て発災後(特に72時間)は仮設救護所で医療活動を行います。(原則として診療所での診療は行いません。)

災害拠点病院※へ
搬送されます。



※仮設救護所等での対応が困難な重症者を中心に負傷者などの受入れを行います。

横浜市災害支援ナース Yナース 募集案内

Yナースとは?

大震災発生時に、あらかじめ登録された医師や薬剤師、市職員らと共に、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動する看護職のことで、区では仮設救護所での定点診療と避難所での巡回診療を組み合わせて負傷者の救護にあたります。

登録方法

登録申込票を事業企画担当へ持参(区役所2階23番窓口)、または郵送してください。
※登録申込票は、事業企画担当で配布しています。
ホームページからもダウンロードできます。

都筑区 Yナース 検索

登録資格

市内在住または在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で、横浜市が被災した時に区内の仮設救護所などで支援活動ができる人。(ただし、病院勤務などで、災害時、職場に参集することになっている人は原則除く)

都筑区に在住または在勤の看護職の皆さん!
災害時、あなたの力を貸してください!

